



令和7年6月9日

一般社団法人 福井県商工会議所連合会 会頭 殿

建設業における長時間労働削減をはじめとする働き方改革の 推進に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年の福井県の建設業の労働時間につきましては、全産業平均と比較すると総労働時間で約21時間長く、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が最も高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

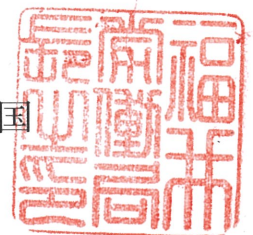
建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、建設業においては、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始され、1年間が経過しましたが、今後もより一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいるところでありますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

福井労働局長 石川 良国



【参考】建設業の時間外労働の上限規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2





令和7年6月9日

一般社団法人 福井県商工会議所連合会 会頭 殿

建設業における長時間労働削減をはじめとする働き方改革の 推進に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年の福井県の建設業の労働時間につきましては、全産業平均と比較すると総労働時間で約21時間長く、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が最も高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

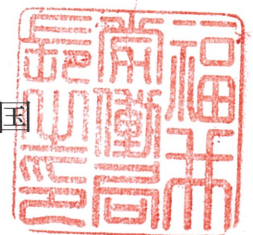
建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、建設業においては、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始され、1年間が経過しましたが、今後もより一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいるところでありますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

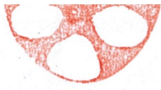
福井労働局長 石川 良国



【参考】建設業の時間外労働の上限規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2





令和7年6月11日

福井県経営者協会 会長 殿

建設業における長時間労働削減をはじめとする働き方改革の 推進に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年の福井県の建設業の労働時間につきましては、全産業平均と比較すると総労働時間で約21時間長く、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が最も高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、建設業においては、令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が開始され、1年が経過しましたが、今後もより一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいるところでありますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

福井労働局長 石川 良国



【参考】建設業の時間外労働の上限規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2

